

○渡島廃棄物処理広域連合情報公開条例施行規則

(平成20年3月11日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、渡島廃棄物処理広域連合情報公開条例（平成20年渡島廃棄物処理広域連合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の請求)

第2条 条例第6条第1項に規定する書面の提出は、開示請求書（様式第1号）により行うものとする。

(決定通知)

第3条 条例第11条第1項及び第2項に規定する通知は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 公文書の全部を開示するとき 開示決定通知書（様式第2号）

(2) 公文書を部分開示するとき 部分開示決定通知書（様式第3号）

(3) 公文書を不開示とするとき 不開示決定通知書（様式第4号）

(4) 公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとき 存否応答拒否決定通知書（様式第5号）

(5) 公文書が不存在であることを理由に不開示決定をしたとき 不存在決定通知書（様式第6号）

(決定期間延長通知書)

第4条 条例第12条第2項に規定する通知は、決定期間延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

(決定期間特例延長通知書)

第5条 条例第13条に規定する通知は、決定期間特例延長通知書（様式第8号）により行うものとする。

(第三者の意見聴取)

第6条 実施機関は、条例第14条第1項の規定により第三者の意見を聴こうとするときは、意見照会書（様式第9号）により当該第三者に対して、請求に係る公文書の概要及び開示請求があった旨並びに意見の提出期限を通知するものとする。

2 実施機関は、条例第14条に規定する第三者が多数あるときは、開示の可否判断に当たって必要な範囲で意見を聴くものとする。

3 前2項の規定により意見を求められたものが、意見を述べようとするときは、開示決定等に係る意見書（様式第10号）により行うものとする。

(第三者の意見提出に係る決定)

第7条 前条の規定により第三者から意見書の提出があった場合において、当該公文書の開示について可否の決定をしたときは、当該第三者に対し、開示決定等に係る通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（公文書の開示に要する費用等）

第8条 条例第16条に規定する公文書の写しの交付に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の費用は、前納とする。

（不服申立ての手續等）

第9条 条例第17条第1項の規定による不服申立ては、異議申立書（様式第12号）により行うものとする。

2 条例第17条第1項の規定による審査会への諮問は、情報公開審査会諮問書（様式第13号）により行うものとする。

3 条例第17条第2項の規定による決定をしたときは、異議申立決定書（様式第14号）により異議申立人に通知するものとする。

（審査諮問通知書）

第10条 条例第18条の規定による審査会へ諮問をした旨の通知は、情報公開審査諮問通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（提出資料等の閲覧請求）

第11条 条例第24条第1項の規定による意見書又は資料の閲覧の求めは、書面により行わなければならない。

（運用状況の公表）

第12条 条例第30条に規定する運用状況の公表は、公告式条例（平成12年渡島廃棄物処理広域連合条例第1号）に規定する掲示場に掲示するものとする。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

区 分		金 額
写しの作成に要する費用	A列3番以下の場合（白黒）	1枚 20円
	その他の場合	実費相当額
写しの送付に要する費用		郵便料金の額

備考

- 1 区分欄の写しの大きさは、日本産業規格による。
- 2 1枚の両面に複写した場合の写しの作成に要する費用は、2枚として計算する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

開 示 請 求 書

年 月 日

（実施機関） 様

請求者 氏

住所

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話

渡島廃棄物処理広域連合情報公開条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり
請求します。

公文書の件名 又 は 内 容	
請求者の区分	1 広域連合の区域内に住所を有する者 2 広域連合の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3 広域連合の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 4 広域連合の区域内に存する学校に在学する者 5 実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるものの利害関係の内容 （ ）
開 示 の 区 分	
備 考	

注 1 各欄に必要事項を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。

2 写しの交付について郵送を希望する場合は、その旨を記入してください。

（処理欄）

請求書受付 年 月 日	年 月 日	決 定 期 間 満 了 日	年 月 日
----------------	-------	------------------	-------

様式第2号（第3条関係）

開 示 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

（実施機関）

⑥

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、渡島廃棄物処理広域連合情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、当該公文書を開示することと決定しましたので、次のとおり通知をします。

公文書の件名 又は内容	
開示を実施する 日 時	年 月 日（ ）
開示を実施する 場 所	
備 考	

注 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ渡島廃棄物処理広域連合にその旨を電話等で御連絡ください。

様式第3号（第3条関係）

部 分 開 示 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

（実施機関）

⑩

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、渡島廃棄物処理広域連合情報公開条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、当該公文書を部分開示することと決定しましたので、次のとおり通知をします。

公文書の件名 又は内容	
開示を実施する 日 時	年 月 日（ ）
開示を実施する 場 所	
開示しない部分	
上記部分を開示 しない理由	
備 考	

（教示） この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、広域連合長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）から 6 箇月以内に、渡島廃棄物処理広域連合（訴訟において渡島廃棄物処理広域連合を代表する者は渡島廃棄物処理広域連合長となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から 6 箇月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

注 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ渡島廃棄物処理広域連合にその旨を電話等で御連絡ください。

様式第4号（第3条関係）

不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

（実施機関）

㊞

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、渡島廃棄物処理広域連合情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、当該公文書を開示しないことと決定しましたので、次のとおり通知をします。

公文書の件名 又は内容	
開示しない理由	
備 考	

（教示） この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広域連合長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）から6箇月以内に、渡島廃棄物処理広域連合（訴訟において渡島廃棄物処理広域連合を代表する者は渡島廃棄物処理広域連合長となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第3条関係）

存 否 応 答 拒 否 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

（実施機関）

㊟

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、渡島廃棄物処理広域連合情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、当該公文書の存否について応答を拒否することと決定しましたので、次のとおり通知をします。

公文書の件名 又は内容	
応答を拒否する 理由	
備考	

（教示） この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広域連合長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）から6箇月以内に、渡島廃棄物処理広域連合（訴訟において渡島廃棄物処理広域連合を代表する者は渡島廃棄物処理広域連合長となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第3条関係）

不 存 在 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

（実施機関）

⑩

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、渡島廃棄物処理広域連合情報公開条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、当該公文書を不開示とすることと決定しましたので、次のとおり通知をします。

公文書の件名 又 は 内 容	
公文書不存在の 理 由	
備 考	

（教示） この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、広域連合長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）から 6 箇月以内に、渡島廃棄物処理広域連合（訴訟において渡島廃棄物処理広域連合を代表する者は渡島廃棄物処理広域連合長となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から 6 箇月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第7号（第4条関係）

決定期間延長通知書

第 年 月 日
 号 日

様

（実施機関）

⑩

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、渡島廃棄物
 処理広域連合情報公開条例第12条第2項の規定に基づき、開示決定等の期間を
 延長することとしましたので、次のとおり通知をします。

公文書の件名 又 は 内 容	
延長前の期間	年 月 日（ ） （15日間） 年 月 日（ ）
延長後の期間	年 月 日（ ） （ 日間） 年 月 日（ ）
延長の理由	
備 考	

様式第8号（第5条関係）

決 定 期 間 特 例 延 長 通 知 書

第 年 月 日 号

様

（実施機関）

⑨

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、渡島廃棄物
処理広域連合情報公開条例第13条の規定に基づき、開示決定等の期間を延長す
ることとしましたので、次のとおり通知をします。

公文書の件名 又は内容	
上記のうち期間 内に開示決定等 をする部分	
残りの公文書に ついて開示決定 等をする期限	年 月 日（ ）
特例延長の理由	
備 考	

様式第9号（第6条関係）

意 見 照 会 書

第 年 月 日 号

様

（実施機関）

⑩

開示請求のありました公文書に、あなたに関する情報が記録されています。つきましては、当該公文書を開示するかどうかの決定を行うに当たり、渡島廃棄物処理広域連合情報公開条例第14条第1項の規定に基づき、御意見をお聴きしたいので、別紙「開示決定等に係る意見書」により、御回答くださるようお願いいたします。

公文書の件名 又は内容	
上記のうち あなたに関する 情報の内容	
意見書の提出を 求める理由	
備 考	

注 別紙「開示決定等に係る意見書」により、1週間以内に御回答くださるようお願いいたします。

様式第 10 号（第 6 条関係）

開 示 決 定 等 に 係 る 意 見 書

年 月 日

（実施機関） 様

請求者 氏

住所

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話

年 月 日付けで照会のあつた件について、次のとおり回答します。

公文書の件名 又 は 内 容	
開 示 の 可 否	
意 見	
備 考	

様式第 11 号（第 7 条関係）

開 示 決 定 等 に 係 る 通 知 書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

㊟

年 月 日付け第 号で照会し、御意見をいただきましたあなたに関する情報が記録されている公文書の開示について、渡島廃棄物処理広域連合情報公開条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、決定しましたので、次のとおり通知します。

公文書の件名 又 は 内 容	
決 定 の 内 容	
開 示 決 定 等 の 期 日	年 月 日（ ）
備 考	

（教示） この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、広域連合長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）から 6 箇月以内に、渡島廃棄物処理広域連合（訴訟において渡島廃棄物処理広域連合を代表する者は渡島廃棄物処理広域連合長となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から 6 箇月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第 12 号（第 9 条関係）

異 議 申 立 書

年 月 日

（実施機関） 様

異議申立人

㊞

次のとおり異議申立てをします。

1 異議申立人の住所、氏名、年齢、電話番号

住所

氏名

年齢

電話番号

2 異議申立てに係る処分

年 月 日付け第 号による渡島廃棄物処理広域連合情報公開条例第 12 条第 1 項の規定に基づく、（開示・部分開示・不開示・存否応答拒否・不存在）決定

3 異議申立てに係る処分があったことを知った日

年 月 日（ ）

4 異議申立ての趣旨

5 異議申立ての理由

6 処分庁の教示の有無及び内容

7 その他

（1） 添付書類

様式第 13 号（第 9 条関係）

情 報 公 開 審 査 会 諮 問 書

第 号
年 月 日

渡島廃棄物処理広域連合情報公開審査会会長 様

（実施機関）

⑨

渡島廃棄物処理広域連合情報公開条例第 12 条第 1 項の決定について、次のとおり異議申立てがありましたので、同条例第 17 条の規定に基づき、諮問します。

公文書の件名 又 は 内 容	
異議申立てに 係 る 決 定 の 内 容	
異議申立ての 年 月 日	年 月 日（ ）
異議申立ての 趣旨及び理由	
備 考	

様式第 14 号（第 9 条関係）

異 議 申 立 決 定 書

第 年 月 日 号

異議申立人

住所

氏名

様

（実施機関）

⑨

異議申立人が 年 月 日付けで提起した渡島廃棄物処理広域連合情報公開条例第 12 条第 1 項の規定に基づく、（開示・部分開示・不開示・存否応答拒否・不存在）決定に対する異議申立てについて、次のとおり決定します。

1 主 文

2 不 服 の 要 旨

3 決 定 の 理 由

4 よって、本件異議申立ては行政不服審査法第 47 条第 3 項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

様式第 15 号（第 10 条関係）

情 報 公 開 審 査 諮 問 通 知 書

第 年 月 日 号

様

（実施機関）

⑩

年 月 日付けで提起された不服申立てについては、次のとおり渡島廃棄物処理広域連合情報公開審査会に諮問しましたので、渡島廃棄物処理広域連合情報公開条例第 18 条の規定により通知します。

不 服 申 立 て の 対 象 と な っ た 開 示 決 定 等	年 月 日 () 第 号 (公文書の名称)
不服申立ての内容	
諮 問 を し た 日	年 月 日 ()
備 考	
番 号 整 理	